

札幌市緑の審議会について

資料 1

1 緑の審議会とは

札幌市緑の審議会は、平成 13 年 10 月に施行した「札幌市緑の保全と創出に関する条例」(以下「条例」という。)で設置、組織及び審議事項が規定されています。

委員定数は 27 人以内で任期は 2 年。組織及び運営に関し必要な事項は「札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則」で定めています。また、緑の審議会会長が必要と認めるときは、緑の審議会に部会を置くことができるとされています。

2 審議事項

条例で規定する緑の審議会の審議事項は以下のとおりです。

(1) 緑の基本計画の策定・変更(札幌市緑の保全と創出に関する条例第 9 条)

今回の審議会で主に審議する「緑の基本計画」とは

次代の札幌の緑を保全・創出するための施策を、総合的かつ計画的に推進していくための指針で、緑の基本計画は、公園など公共地の緑だけでなく民有地を含む札幌のまちすべての緑を対象としています。

(2) 緑保全創出地域の指定・変更・解除(札幌市緑の保全と創出に関する条例第 11 条)

(3) 保存樹木等の指定・解除(札幌市緑の保全と創出に関する条例第 24 条)

(4) 風致保全方針の策定・変更、風致地区の種別の指定・変更・解除(札幌市緑の保全と創出に関する条例第 26 条、28 条)

(5) 緑化推進計画の認定・変更、緑化推進地区の指定・変更(札幌市緑の保全と創出に関する条例第 35 条)

(6) その他市長の諮問する緑の保全と創出に関する重要事項

3 今回の主な審議内容

札幌市長から平成20年7月30日に「札幌市緑の基本計画の改定について」の諮問を受けましたので、この案件の審議が中心となります。

《諮問内容》

札幌市緑の基本計画は、『人とみどりが輝くさっぽろ』を目指し、様々な機会を通じて市民のみなさんとともに緑づくりに取組むため、平成32年を目標年次として、平成11年6月に策定しました。その後、9か年が経過し、公園や緑地などの緑とオープンスペースにおいては、ゆとりとうるおいのある街づくりといった都市再生への対応、地球温暖化防止への対応、地域の資源・文化と一体となった豊かな地域づくりへの対応、地域住民やNPOなど協働による参画社会への対応が求められています。

そこで、これらの課題に対応しつつ、『人とみどりが輝くさっぽろ』を実現するための札幌市緑の基本計画改定案の作成について、諮問いたします。